



有価証券報告書等をホームページ上で公開
→ [P.20](#) に関連記事



登録貸金業者情報検索サービスの機能を拡充
→ [P.3](#) に関連記事

目次

【トピックス】

- 主要行の平成15年度決算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針について・・・・・・・・・・ 2
- 登録貸金業者情報検索サービスの機能拡充について・・・・・・・・・・ 3
- 竹中大臣の「アジア戦略円卓会議」(東アジア経済サミット)への出席等について(於ソウル)・・ 5

【海外最新金融事情】 証券市場のグローバル化への戦略的国際対応

～米国、EU、そして日本～・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

【法令解説】

- 「証券取引法等の一部を改正する法律」について・・・・・・・・・・ 11
- 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(株式等決済合理化法)」について・・・・・・・・・・ 13

【ピックアップ：中小企業金融】

- ☆ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定について
(第1回:「基本的な考え方」)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

【金融ここが聞きたい!】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

【金融便利帳】

- 今月のキーワード: EDINET (開示用電子情報処理組織)・・・・・・・・・・ 20

【お知らせ】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

【5月の主な報道発表等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24



【トピックス】

主要行の平成 15 年度決算について

主要行は、去る 5 月 24 日に決算短信を発表しました。それを受けて、金融庁では、主要行各行が発表した平成 15 年度決算の計数等を集計し、同日、公表したところです。

以下、主要行の平成 15 年度決算の概要について説明します。

1. 主要行の決算（りそな銀行を除く）

実質業務純益は 3.7 兆円でした。不良債権処分損は、不良債権処理が進展していることを受けて 2.4 兆円となり、実質業務純益の範囲内に収まりました。株式等関係損益は、株価の回復を受けて 0.7 兆円となりました。

この結果、前年及び前々年同期には赤字であった経常利益、当期利益はそれぞれ 1.2 兆円、1.0 兆円の黒字となりました。

2. 主要行の不良債権処理の進捗状況

不良債権（金融再生法開示債権）残高は、全体で 13.6 兆円となり、前年同期に比べて 32.7%減少しました。破綻懸念先以下については、前年同期に比べ 23.8%減の 6.7 兆円となり、要管理債権については、前年同期に比べ 39.6%減の 7.0 兆円となりました。

この結果、不良債権比率は、15 年 3 月期の 7.2%から約 2%ポイント減の 5.2%となりました。

平成 14 年 10 月 30 日に公表した金融再生プログラムにおける「平成 16 年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させる」という目標の達成に向けて、着実に進捗しているものと考えております。

※ 主要行の平成 15 年度決算の計数等については、金融庁ホームページの「報道発表など」から [「主要行の平成 15 年度決算について《速報ベース》（平成 16 年 5 月 24 日）」](#)にもアクセスしてください。

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針について

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針は、新たに経営管理や地域貢献等に関する観点を取り入れ、①経営管理、②財務の健全性等、③業務の適切性、④地域貢献、⑤中小企業金融の再生の促進等の多面的な評価に基づき、中小・地域金融機関の特性を踏まえた総合的な監督体系を確立するため、平成 16 年 4 月 2 日から 5 月 6 日までパブリックコメントを募集した上で 5 月 31 日に策定・公表し、財務局へ発出しました。

今後、この監督指針については、[【ピックアップ：中小企業金融】](#)において 4 回にわたり解説記事を掲載します。

※ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」について、詳しくは金融庁ホームページの「報道資料など」から、[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針について」（平成 16 年 5 月 31 日）」](#)にアクセスして下さい。また、これに伴う地域金融機関以外の業態に係る事務ガイドラインの改正については、同じく「報道資料など」から、[「事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）」](#)



[の一部改正について](#)（平成 16 年 5 月 31 日）、[「事務ガイドライン（「金融監督にあたっての留意事項について（第二分冊：保険会社関係）」、「金融監督にあたっての留意事項について（第三分冊：金融会社関係）」及び「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について）」の一部改正について](#)（平成 16 年 5 月 31 日）にアクセスして下さい。

登録貸金業者情報検索サービスの機能拡充について

1. 無登録業者からの借入れによる被害を未然に防ぐために、平成 15 年 5 月 29 日より、金融庁ホームページにおいて、全国の財務局・都道府県に登録されている貸金業者(16 年 3 月現在 財務局登録：約 840、都道府県登録：約 22,000)の登録内容を検索できるシステムの運用を開始したところですが、今般、以下に記載する機能を拡充し、平成 16 年 5 月 19 日より運用を開始しました。

- (1) 貸金業者が広告等を行う際に使用する電話番号についても検索することができる機能を追加しました。
- (2) 従来のパソコンからの検索に加えて、携帯電話から登録貸金業者の登録内容を検索することができる機能を追加しました。

携帯電話の検索結果画面では、以下の情報の全部又は一部が表示されます。

- i. 商号・名称、法人・個人の別
- ii. 登録先、登録番号
- iii. 代表者氏名
- iv. 本店の所在地・郵便番号・電話番号
- v. 広告等に使用する電話番号

(注) 京都府に登録されている貸金業者の情報並びに東京都及び大阪府に登録されている貸金業者の広告等に使用する電話番号の情報は、現在のところ、本サービスには含まれておりません（今後掲載予定）。

2. 検索サービスの URL は次のとおりです。

登録貸金業者情報検索サービス <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

携帯電話用

- ・ i モード <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/i/>
- ・ Vodafone <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/v/>
- ・ EZweb <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/ez/>

また、財務局登録番号を詐称しているような悪質な無登録業者に関する情報も提供していますので、金融庁ホームページの政策ピックアップ「違法な金融業者にご注意」のコーナーから「[違法な金融業者に関する情報について](#)」(PDF)にアクセスしてください。



◎ヤミ金融の被害にあわないために

1. ヤミ金融被害の現状

貸金業を無登録で営業したり、出資法違反の高金利貸付け（年利 29.2%超の貸付け）を行う違法な金融業者による被害が深刻な社会問題（いわゆるヤミ金融問題）となっています。

また、最近では、融資にあたり保証金等の名目でお金を入金させだまし取る業者や身に覚えの無い債権の返済請求をする業者などが現れるなど、手口が巧妙化しています。

こうしたヤミ金融の被害にあわないために、以下の点にご注意ください。

2. 違法な金融業者の手口にご注意（主な手口）

・ 登録詐称業者

広告の登録番号の表示に架空の登録番号を使用したり、他の貸金業者の登録番号を使用するなどして登録業者を装う。

・ 090金融

勧誘のチラシに携帯電話の番号と業者名しか書かず、正体を明かさないうまま、違法な高金利で小口の融資を行う。

・ 押し貸し

契約もしていないのに勝手に銀行口座に現金を振り込み、法外な高金利の利息などを要求する。

・ 紹介屋

あたかも低金利で融資するように思わせて多重債務者を呼び込み、「あなたの信用状態はよくない。うちでは貸せないのではほかの店を紹介する。」などと言って、他の店で借りるように指示し、借入れた金額の一部を紹介料としてだまし取る。

・ 整理屋

「あなたの債務を整理・解決します」などと広告し、多重債務者から「整理手付金」といった名目で現金などを預かり、整理をしないでだまし取る。

3. その他の注意事項

- ・ トラブルとなった時の証拠となるため、借入れの際には契約書を必ず受け取り、保管しましょう。契約書を渡さないような業者からは、借りてはいけません。
- ・ 契約書に署名・捺印する前に、金利などの契約内容をよく読んで、不明な内容がある場合にはしっかりと説明を求め、納得できない場合やおかしいと感じた時には、断りましょう。
- ・ 住所、電話番号、銀行の口座番号などの個人情報の取扱いは慎重にしましょう。

4. 自己管理の徹底を

近年、安易な借入れによる多重債務者が増加していると言われていています。自己破産や借金苦の自殺者も増加しています。お金を借りるときは、返済可能な範囲で借りることが重要です。

5. 問い合わせ先

違法な金融業者による被害等については、まずは身近の消費生活センター、弁護士会又は各都道府県貸金業協会の苦情・相談窓口にご連絡ください。

取立てにおける脅しや出資法違反の高金利貸付けの被害などについては各都道府県警察本部の警察総合相談などの窓口へ、貸金業者の登録の有無や貸金業者にかかわる苦情や相談などは、都道府県または財務局の貸金業担当窓口にご連絡ください。

※問い合わせ先

http://www.fsa.go.jp/notice/noticej/yami_leaf/05.html



竹中大臣の「アジア戦略円卓会議」（東アジア経済サミット） への出席等について（於 ソウル）

竹中大臣は6月12日から13日にかけて、韓国のソウルを訪問し、世界経済フォーラム主催の「アジア戦略円卓会議」（東アジア経済サミット）に出席し、開会セッションにおいて基調スピーチを行いました。

この会議は、主に東アジア地域から政・官・財・学界のリーダーが集まり、東アジア地域の経済の現状や見通し及び課題について議論するもので、竹中大臣は、金融担当大臣就任以来、毎年出席しています。

大臣は、スピーチの中で、「日本経済は、不良債権処理などの構造改革を進めて、景気回復を実現した。現在、世界経済は回復基調にあり、アジア経済も好調である。この機会に、アジア各国が構造改革を進めることで、構造改革と成長の好循環を作り出す大きなチャンスである。」と発言し、これに対し、小泉改革と日本経済の今後の展望に大きな関心が示されました。

また、この機会を利用した、李憲宰（イ・ホンジェ）韓国副首相兼財政経済部長官との個別会談において、両国の経済状況及び両国が現在取組んでいる政策について意見交換を行いました。

今回の当該会議等への出席は、東アジア等の各界のリーダー達に、我が国の景気回復についてアピールするとともに、彼らと日本を含むアジア経済の現状や見通しについて議論ができるなど、重要なものとなりました。



証券市場のグローバル化への戦略的国際対応

～米国、EU、そして日本～

金融庁総務企画局国際課企画官

松尾直彦

1. はじめに

昨年秋、ある有力英字紙に、興味深い論稿が2回にわたって掲載されていました。その論稿の筆者には、欧州主要国の現役財務当局者も含まれていました。論稿の内容は、「G2」構想ともいえるものを提唱するものでした。「G2」であるEU（欧州連合）と米国が、世界経済の運営について責任を持ち、主導権（リーダーシップ）を発揮するため、対話を促進することが重要であると指摘されていました。特に注目されるのは、金融市場の規制の収斂（convergence）が挙げられ、グローバルな会計基準や米国企業会計改革法（サーベーンズ＝オクスリー法）が課題として取り上げられていることです。

本稿では、最近の国際証券市場を巡る動きを説明することにより、このような議論が行われる国際的な背景を探るとともに、今後どのような対応が日本にとって必要かを考えてみたいと思います。なお、文中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

2. グローバルな証券市場とローカルな法規制のバランスの変化

（1）グローバルな証券市場とローカルな法規制のバランス

証券取引・証券市場のグローバル化が世界的に大きく進展しています。その一方で、投資家保護や公正・効率的・透明な証券市場の確保などを目的として整備されている法規制や基準は、あくまでも各国国内のものであり、こうしたローカルな法規制によって証券市場の基盤（インフラ）は整備されています。両者のバランスを図るアプローチとして、以下のものがあります。

① 内国民待遇アプローチ

日本を含む主要国は、自国市場で資金調達を行う外国企業に対しても、自国法に基づき、投資家へのディスクロージャー書類の自国当局への提出を義務づけています。自国内において資金調達する限りにおいて、外国企業に対しても、国内企業と同様に、自国内において自国法を適用するということから、これは「内国民待遇（national treatment）」アプローチといえます。

② 相互承認アプローチ

一方、これまでは、外国の市場参加者の自国市場への参加を促進する観点から、外国企業の母国の制度に配慮する法規制とすることにより、グローバルな証券市場とローカルな法規制のバランスを図ってきました。例えば、コーポレート・ガバナンスについては、母国の制度が尊重されてきました。また、財務諸表を作成する基準である会計基準についても、米国会計基準（米国GAAP）への「調整」（会計基準の相違の影響を数値で示すこと）を求める米国を除き、外国会計基準に基づく財務諸表を自国市場で受け容れてきました。これは、互いの制度を認め合う「相互承認（mutual recognition）」アプローチといえます。



③ グローバル・リーチ・アプローチ

ところが、最近、これまでの取扱いに大きな変更をもたらす動きがありました。1つは米国の企業会計改革法、もう一つはEUの2005年域内金融市場統合を目指した一連の立法措置です。

いずれも、外国企業への配慮よりも、自国市場における投資家保護や市場の廉潔性・誠実性(integrity)の確保を優先させて、自国の法規制を国外にある外国企業などにも直接及ぼすものです。このアプローチは、自国の法規制を外国企業などにも広く適用するという意味で「グローバル・リーチ(global reach)」アプローチと呼ぶことができますが、実際にはグローバルな理念に基づくものではなく、自国優先主義の内向き志向かつ域外適用的なアプローチです。

【米国企業会計改革法におけるグローバル・リーチ・アプローチ】

- グローバル・リーチ・アプローチの典型は、米国の企業会計改革法です。同法は、米国における大型の企業会計不正事件(エンロン社やワールドコム社などの破綻)によって損なわれた投資家の米国証券市場への信頼の回復を最大の目的としています。
- このため、同法は、米国のコーポレート・ガバナンス制度(全員「独立取締役」から構成される「監査委員会」の設置義務)の外国企業への適用(第301条)、米国公開企業を監査する外国会計事務所の米国PCAOB(公開会社会計監督委員会)への登録とPCAOBによる監督(第106条)を規定しています。

④ 同等性アプローチ

また、グローバル・リーチ・アプローチを基本としつつも、自国の制度と同等な(equivalent)外国の制度に限って受容れを認める「同等性」アプローチもみられます。このアプローチは、国際礼讓(comity)からではなく、制度が収斂して同等と認められる場合にはじめて相互承認をするアプローチと考えることもできます。注意を要するのは、同等性の決定権があくまでも同等性を義務づける国側にあり、外国にはないことです。「(同等性に関する外国との議論は)対話(dialogue)であるが、交渉(negotiation)ではない。(外国企業などが)自国の投資家にどのような条件でアクセスできるかを決めるのは各当局であることは自明の理だ。」との考え(米国SEC)です。

【EUの外国会計基準の取扱いにおける同等性アプローチ】

- 同等性アプローチは、EUの最近の立法措置に多用されています。
- EUは、2005年における域内金融市場の統合を目指して、一連の立法措置などを講じてきており、現在、最終段階に入っています。その背景には、2000年3月のEU首脳会議で合意された「リスボン戦略」に基づき、「世界で最も競争力があり、かつ力強い知識経済となること」がEUの経済政策の目標とされていることがあります。米国主導のグローバル化に対抗してまず域内経済を強固にしようという、米国への強烈な対抗意識が感じられます。
- EUは、EU域内で上場しているEU企業の連結財務諸表について、2005年1月から国際会計基準(IAS)の採用を義務づけています。そして、EUにおけるディスクロージャー書類の統一を目指す最近の立法措置(目論見書指令と透明性指令)では、EU域内で上場している外国企業(EU域外企業)も「IASまたはIASと同等と認められる会計基準」の採用が義務づけられており、同等性アプローチがとられています。これが「2005年問題」と言われているものです。



⑤ 相互主義アプローチ

グローバル・リーチ・アプローチおよび同等性アプローチは、自国の制度が外国で受け容れられなければその外国の制度を自国でも受け容れないという「相互主義 (reciprocity)」アプローチを誘発する恐れがあります。そうなると、開放的な (open) グローバル証券市場の基盤が崩れ去ってしまうことにもなりかねません。

【ECの会計事務所の登録・監督における相互主義アプローチの提案】

- EC (欧州委員会) は、伊の大手食品会社パルマラット社の破綻事件 (2003 年 12 月) を受けて、2004 年 3 月に会計事務所に対する監督強化策などを盛り込んだ指令を提案しました。
- この提案には、EU 上場企業を監査する外国会計事務所の EU 域内での登録・監督を義務づけるが、「相互主義」の下、外国の監督制度が同等な場合には、登録・監督を免除または修正できる規定が含まれています。同等性アプローチと相互主義アプローチの組合せといえます。

(2) 米国とEUの対話促進の動き

最初の「G2」構想については、米国とEUは、これまで説明しましたように、互いの法規制が影響し合い、時には重複や抵触が生じる恐れがあることから、問題解決のために対話の機会を持つことが必要不可欠であるとの発想に基づくものと思われます。

実際、米国とEUの間には、2002 年以降、「金融市場規制対話」と呼ばれる対話の場 (米国財務省・SEC・FRBとEC域内市場総局) があります。2004 年 6 月 4 日、米国 SEC (証券取引委員会) と欧州証券市場規制当局委員会 (CESR: EU各国の証券規制当局から構成) が、協力枠組みに関する合意を発表しました。規制上の当面の課題として、IASの米国における「調整」なしの受容れに向けての基盤整備や信用格付機関などが取り上げられています。

ここで注意を要することは、対話の主要目的として、「共通課題への対処方法の収斂」が挙げられていることです。国際的な基準の設定は引き続きIOSCO (証券監督者国際機構) の役割とされていますが、米国とEUが合意すれば両者の国際的な影響力が一層強まることになります。

3. 日本の戦略的国際対応～国際的対話の促進

(1) 日本のこれまでの対応

以上のような米国とEUの動きを踏まえて、金融庁を含む日本の官民の関係者は、日本企業などに国際的影響のある法規制について、相互承認アプローチに基づき日本企業などへの適用除外を要請するとともに、同等性アプローチの下でも日本の制度には同等性があり、受け容れられるべきであることを要請してきました (注)。特に、EUの「2005 年問題」については、大臣から英国FSA長官に直接要請しています。

(注) 米国との公式の対話の場として、日米財務金融対話、日米次官級経済対話、日米官民会議や日米投資イニシアティブ会合があります。EUとの公式な対話の場として、日・EU財務金融ハイレベル協議、日・EU規制改革対話や日・EUハイレベル協議があります。この他、非公式の対話の機会が多数あります。

こうした努力の結果、米国企業会計改革法に基づくコーポレート・ガバナンス制度については、日本の監査役会制度が一定の要件の下で適用除外になりました。外国会計事務所については、登録期限の延長や登録申請時の提供情報の軽減が認められるとともに、監督面では外国との協力アプローチがとられています。

また、EUの「2005 年問題」についても、2006 年末までは現行の取扱い (日本の会計基準の受容れ) が継続する見込みとなっています。そして、EUの同等性アプローチの下で、今後、日本基準、米国基準およびカナダ基準の3基準が世界の主要基準として、IASとの同等性を評価され、EUにおいて 2007 年以降も受け容れられるかどうかが決められることになる見込みです。



【米国とEUの法規制に対する諸外国の意見】

- 米国企業会計改革法の外国会計事務所への影響について外国関係者の意見を聴くため、米国SECとPCAOBが公聴会をそれぞれ開催しました（2001年12月・2002年3月）。金融庁からは筆者が参加しましたが、日本、EC（欧州委員会）、英、独、仏、加、豪やスイスからの参加者が異口同音に適用除外を要請していました。
- 一方、EUの目論見書指令・透明性指令については、日本、米国や加などが自国の会計基準のIASとの同等性を認めるよう要請しています。
- 結局、米国でもEU加盟国でもないG7主要国（日本とカナダ）が米国とEUの両方に対応している構図となっています。

（2）今後の対応

① 2国間対話の促進

今後の対応については、まず第1に、米国やEUの法規制が日本企業などに影響を及ぼす場合には、2国間の対話を一層積極的に行う必要があります。このような観点から、金融庁は、本年4月にCESR事務局を訪問するとともに、5月にEC域内市場総局との間で次官級対話を行いました。EUにおける日本の会計基準の受容れに向けて、官民の関係者と協力しつつ、日本の会計基準を説明するなど、引き続き適切に対応していく考えです。また、こうした2国間の対話の際に、2国間の課題のみならず、グローバルな共通課題を議論することも重要です。

② 多国間対話の促進

第2に、米国とEUの合意のみによっていわば「国際標準」が事実上形成される事態を避ける必要があります。日本は、米国でもEU加盟国でもない主要国・地域（加・豪・スイス・香港など）の中では、最大規模の経済力、また証券市場を擁しています。従って、IOSCOをはじめとする多国間の場における原則・基準の策定作業に引き続き積極的に参画し、日本の意見ができるだけ反映されるように努めていく必要があります。特に、現在、国際的な会計・監査の枠組みに関わる議論が頻繁に行われていますが、そうした場に、米国やEUの代表とともに、日本の代表が必ず参加するように努めています。日本が多国間対話の場に積極的に参画することは、米国でもEU加盟国でもない他の諸国（特にアジア諸国）の期待に応えることにもなります。

【日・米・EUの世界のGDPと株式時価総額に占める割合】

		GDPの割合 (2002年)	株式時価総額の割合 (2003年末)
日本		13.3%	15.0%
	東証		8.9%
	大証		5.8%
	JASDAQ		0.3%
米国		34.9%	42.6%
	NYSE		34.1%
	NASDAQ		8.6%
EU		29.9%	23.7%
	ロンドン証取	5.2% (イギリス)	7.4%
	ユーロネクスト	7.4% (フランス、オランダ、ベルギー、ポルトガル)	6.2%
	ドイツ証取	6.6% (ドイツ)	3.2%
	その他	10.7%	6.9%

(注) 各取引所の株式時価総額は、他市場との重複上場銘柄を含む。



③ アジアとの対話の促進

第3に、アジアとの対話の促進です。欧米主導の動きに対抗するためにも、アジア諸国との連携を強化するべきとの意見があるかもしれません。最近、ASEANプラス3（日中韓）の枠組みにおいて「アジア債券市場育成イニシアティブ」が取り組まれるなど、アジア域内における金融協力が深化していますが、国際証券界では、日本を除くアジアの存在感（プレゼンス）はまだ高いものではありません。例えば、IOSCOにおいて中心的な役割を果たす専門委員会のメンバー15 機関のうち、アジア・太平洋地域のメンバーは、日本、香港および豪州の3機関のみです。しかし、今後のアジア地域の経済や証券市場の発展の潜在性を考えると、中長期的観点から、アジア地域との対話を一層促進することが重要となります。

金融庁は、IOSCOのアジア太平洋地域会合（APRC）において、各国の債券市場のインフラについての調査を主導しています。中国の証券監督管理委員会（CSRC）など、アジア太平洋地域の当局との間で2国間対話を行っています。また、2004年5月の第29回IOSCO年次総会（ヨルダン・アンマン）において、IOSCOの意思決定機関の議長にアジア・太平洋地域のメンバーが選出されたこと（専門委員会議長は香港、理事会議長はニュージーランド）、理事会メンバーの選挙（9機関選出）にアジア・太平洋地域から3機関（日本・中国・豪州）が選出されたことを積極的に支援しました。今後とも、国際証券界におけるアジア太平洋地域のプレゼンスの向上や域内における連携の強化に積極的に取り組んでいく考えです。



【法令解説】

このコーナーでは、先に閉会した第159回国会で成立した金融庁関連の法律について、その経緯や内容を詳細に説明します。本号は、「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（株式等決済合理化法）」についてです。

「証券取引法等の一部を改正する法律」について

1. はじめに

平成16年3月5日に国会に提出された「証券取引法等の一部を改正する法律」が、6月2日に成立しました。

以下、その概要について説明します。

※ 法律改正にあたっての基本的な考え方等については、アクセスFSA第14号から第16号の【集中連載】「市場機能を中核とする金融システムに向けて（金融審議会金融分科会第一部会報告）」の[第1回](#)、[第2回](#)、[第3回](#)をご覧ください。

2. 改正の概要

(1) 銀行等による証券仲介業務の解禁

銀行等による証券仲介業務の解禁は、銀行等の店舗で証券取引を行えることとし、身近な場所で証券取引ができることを目的としたものです。

具体的には、銀行等の店舗において、投資家が株式や社債などの売買の注文を行い、銀行等がこれを証券会社等に仲介することを可能とするものです。現在、銀行等の店舗では、投資信託の購入などを行えますが、今後は、こうした形で、株式や社債などの購入も行えることとなります。

一方で、貸出先企業に有価証券を発行させて資金を回収するなどの弊害を防止するための措置もあわせて講じられます。平成16年12月1日から施行されます。

(2) 市場監視機能・体制の強化

① 課徴金制度の導入

ルール破りは割に合わないという規律を確立するため、行政上の措置として、証券取引法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入しました。

具体的には、以下の違反行為について、違反行為により得られた経済的利得相当額を基準に法定された課徴金が、金融庁に置かれる審判官の審判手続（原則公開）を経て、違反者に賦課されることとなります。平成17年4月1日から施行されます。

- イ 有価証券届出書の虚偽記載等のいわゆる発行開示義務違反
- ロ 風説の流布・偽計の禁止違反
- ハ 相場操縦行為の禁止違反
- ニ インサイダー取引の禁止違反

② 民事責任規定の見直し

市場への信頼性の向上のため、違反行為により損害を被った者自らが違反者に対する責任追求を容易にする観点から、有価証券報告書等の虚偽記載等による損害賠償請求権の規定を整備し、虚偽記載等の公表日前後の平均価額の差額を一定の範囲内で損害額と推定するなどの改正を行いました。平成16年12月1日から施行されます。

③ 証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大

現在、証券取引等監視委員会の検査対象は証券会社等の不公正取引とされ、証券会社等



の財務・内部管理体制などについては金融庁検査局が担当していますが、市場監視体制強化の一環として、証券会社等の財務・内部管理体制の検査などについても、金融庁長官が証券取引等監視委員会に検査権限を委任できることとしました。平成17年7月1日から施行されます。

(3) ディスクロージャー規制の合理化

投資家のニーズに応じた情報提供を可能とするとともに、発行会社、販売会社のコスト削減により、投資家のコスト負担を軽減する観点から、目論見書の交付方法等の合理化を図ることとしました。

具体的には、①一定の有価証券の目論見書を「投資家に必ず交付しなければならない目論見書」と「投資家からの請求に応じて交付する目論見書」に区分する、②その同居者が目論見書の交付を受けていること等により当該目論見書の交付を受けないことについて同意した者には、目論見書を交付しないことができることとする、との措置を講じることにしています。平成16年12月1日から施行されます。

(4) 組合理型ファンドへの投資家保護範囲の拡大

様々な投資サービスは、投資家にとって経済効果が同じであれば、同じように保護されるべきであり、また、組合理型投資スキームを活用した公募型商品が販売されるようになってきている現状を踏まえ、組合理型投資スキームについても、証券取引法の規定を適用することとしました。

具体的には、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に類似する組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の規定を適用することとし、証券取引法上のディスクロージャー規制や不公正取引規制、発行者以外の第三者が組合に係る契約の仲介を行う場合の業規制（証券業登録）の対象としました。平成16年12月1日から施行されます。

(5) 市場間競争の制度的枠組みの整備

効率的で競争力のある市場を構築する観点から、市場間競争の制度的枠組みを整備するものとして、以下の措置を講じることとしました。平成17年4月1日から施行されます。

- ① 証券取引所とPTS（私設取引システム）の競争条件のイコールフットイングを確保することとし、取引所取引原則を見直して証券会社の最良執行義務を導入するとともに、PTSに取引所と同じ競売買（オークション）による価格決定方式を認める。
- ② 日本証券業協会の規則上の制度であるグリーンシートについて、その健全な発展を促す観点から、証券取引法上の位置付けを明確化するとともに、インサイダー取引規制など不公正取引ルールを適用する。

（文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である）

※ 改正法をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「国会提出法案」から「第159回国会における金融庁関連法案」に入り、[「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成16年3月5日提出、平成16年6月2日成立）](#)にアクセスしてください。



「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（株式等決済合理化法）」について

1. 法律制定の経緯

1989年のG30の勧告（注1）を契機に、証券決済（証券の受渡し）の重要性が国際的に認識されるようになり、各国で決済リスク（証券と資金の受渡しが行われないために損失を被るリスク）の削減に向けた取組みが進みました。わが国でも、証券取引のグローバル化の下で証券市場の国際競争力を左右する基盤である証券決済システムをより安全で効率性の高いものに改革していくことが喫緊の課題であるとの認識から、証券決済システム改革に官民一体で取り組んでいます。

金融庁では、法務省や財務省などの関係省庁とともに、決済リスクを削減するための法制度（注2）の整備に取り組んでおり、平成13年の「短期社債等の振替に関する法律」によりCPについて、平成14年の「社債等の振替に関する法律」により社債や国債等について、統一的な振替制度を整備しました。（注3）

株式については、議決権等の共益権の行使のあり方などについて理論と実務の両面からなお検討が必要と考えられていたことから、上記の統一的な振替制度の対象外とされていましたが、今般、法制審議会における検討を経て制度設計について結論が得られたことから、株式等を統一的な振替制度の対象に加える等の法改正を行う株式等決済合理化法案（法務省・財務省と共管）を策定し、第159回通常国会に提出しました。同法案は、国会での審議を経て、本年6月2日に可決、成立しています。

（注1） G30（Group of Thirty）とは、世界の有識者からなる、国際金融・経済問題に関する提言等を行う非営利のシンクタンクです。このG30が「世界の証券市場における清算および決済システム」という勧告を1989年に公表して、世界的な反響を呼びました。

（注2） 具体的には、証券決済に係る手続の一元化や明確化、証券決済の安全性や効率性の向上などを実現するため、①有価証券の種類をまたがる統一的な、②有価証券をペーパーレス化して帳簿で管理する制度（統一的な振替制度）の創設に取り組んでいます。

（注3） このうち、CPと国債については、既に振替システムが稼働しています。

（注4） 法制審議会による検討の結果については、「株券不発行制度の導入に関する要綱」（法務省HPより入手可能）をご参照ください。

2. 法律の概要

（1）株券不発行制度の導入

商法では、会社は、その成立後または新株の払込期日後、遅滞なく株券を発行しなければならないとされていますが、今回の株式等決済合理化法により商法を改正し、株券が発行されない場合における株主の権利関係等について所要の規定を整備（注1）した上で、定款で定めることにより株券を発行しないことを可能として株券の発行を会社の選択に委ねる株券不発行制度を導入しました。

株券不発行制度は、法律公布の日から1年以内の政令で定める日に施行されます。

（注1）例えば、株式の譲渡や質入れは意思表示により行うこととされ、株主名簿への記載が会社のみならず第三者への対抗要件とされました。

（注2）株券を発行しない制度としては、既に株券不所持制度が存在していますが、この制度は、株主の申出に基づいて個別に株券が発行されずとされる点や、いつでも会社に対して株券の発行を請求することができる点で、株券不発行制度とは異なっています。

（2）株式を振替制度の対象に追加

株式を統一的な振替制度の対象に加え、①株券を発行しない旨の定款の定めがある、②振替機関が取り扱う株式である、③譲渡制限株式（譲渡制限会社（株式の譲渡について取締役会の承認



を要する旨の定款の定めのある会社)の株式)でない、という3つの要件を満たす株式(振替株式)については振替口座簿の記録により権利の帰属が定まることとし、振替口座簿の記録事項や権利移転に係る各種手続、振替の効果、商法の特例など所要の規定を整備しました。

株式の振替制度は、法律公布の日から5年以内の政令で定める日(株式等決済合理化法の施行日)に施行されます。

(注) 株式を帳簿で管理する制度としては、既に保管振替制度が存在していますが、この制度は、株券を預託した上で口座簿により株式の保有や移転を行う制度であり、株券の発行が前提となっている点で、振替制度とは異なっています。

① 振替口座簿の記録事項

口座の種類に応じて、必要な記録事項を定めています。

なお、質権が設定された株式については、質権者の口座の中に設けられる質権欄に質権設定者名とともに記録されることとなります。(現行の保管振替制度では、質権設定者の口座の中に設けられる質権者の質権口座に記録されます。)

② 権利移転に係る各種手続

振替株式の権利の移転に係る基本的な手続は、新規記録、振替、消却の3種類です。これらの規定は、基本的には振替社債の規定と同趣旨です。なお、手続の合理化を図る観点から、消却について個別消却の手続のほかにも全部消却や保有株式数に応じた消却の手続を別途設けたほか、合併等の会社再編に係る手続等についても特別の手続を設けています。

③ 振替の効果等

振替の効果等について、以下のような振替社債と同趣旨の規定を設けました。

- ・ 振替株式の譲渡や質入れは、振替口座簿に記録がされない限り効力を生じない
- ・ 振替株式の信託は、振替口座簿に記録がされない限り、信託財産であることを第三者に対抗できない
- ・ 振替口座簿に記録がされれば、振替株式についての権利を適法に有すると推定される
- ・ 取引の安全を確保する観点から、振替株式について善意取得を認める(振替口座簿に善意無重過失で振替株式の記録を受けた加入者(投資家等)は、当該振替株式を取得することができる)
- ・ 振替機関や口座管理機関が振替口座簿に超過記録(誤って本来の株式数より大きい株式数を記録すること)をした場合には、加入者や振替機関、口座管理機関、発行会社などの当事者間の権利義務関係について、所要の調整を行う(超過記録をした振替機関等による加入者への損害賠償など)

④ 商法の特例

株式については、社債と異なり、基準日等における株主を把握して、議決権等の権利を行使する者を確定させる必要があります。そこで、基準日等の一定の日において、振替口座簿の内容を振替機関が集約して発行会社に通知し、その通知内容を株主名簿に反映させるという総株主通知制度を設けました。

また、株主総会招集請求権などの少数株主権等は、議決権等とは異なり、株主ごとに随時個別的に行使されるため、権利行使時点の株主と株主名簿上の株主が異なることが少なくありません。そこで、株主が少数株主権等を行使する場合には、まず振替機関や口座管理機関を通じて自分が株式を保有している旨等を発行会社に通知することとし、その後の一定期間内に少数株主権等を行使することとしました。

(3) 新しい振替制度への移行に係る措置

上場株式等については、幅広い層の投資家により日々大量の取引が行われることから、その決済を円滑に行う必要があるため、証券取引所規則等により上場会社等は保管振替制度を利用することとされています。

この保管振替制度は、決済制度の簡素化や効率化の観点から、新しい振替制度の導入と同時に



廃止することとしましたが、これに伴う経過措置として、保管振替機関に預託されている株式については、株主が特段の手続をとらなくても、施行日に新しい振替制度へ移行できることとし、上場株式等（注1）の新しい振替制度への円滑な移行を図っています。この場合、株式は、株主が証券会社に開設している既存の証券口座等に入ったまま自動的に新しい振替制度へ移行します。

保管振替制度に預託されていない株式については、証券口座等に入っていない以上、自動的に新しい振替制度へ移行させることはできないので、発行会社が株主名簿に記載されている株主の名義で特別の口座（特別口座）を開設し、その口座に株式の記録をすることによって、新しい振替制度へ移行することとしました。特別口座に記録された株式の株主は、そのまま議決権等の権利を行使することができますが、株式を他人に譲渡する場合には、特別口座から自らが開設した口座に株式を振り替えた後に譲渡することとなります。

この他にも、施行日直前の措置として、略式質権者の保護に関する特例や保護預り株券の保管振替機関への預託の特例（いずれも施行日の1ヶ月前から2週間前の前日まで）、保管振替機関に対する株券の預託や交付請求の制限（施行日の2週間前から）などの措置を設けています。

（注1）法律上は、「保管振替制度を利用している会社の株式」について移行措置が設けられていますが、現在稼働している保管振替機関（(株)証券保管振替機構）の業務規程や証券取引所規則等の規定により、実質的には上場株式等が移行措置の対象となる予定です。

（注2）上場等をしていない非公開会社については、株券不発行制度の利用は任意です。

（4）振替制度の対象拡大

統一的な振替制度の対象として、株式のほかに、新株の引受権、新株予約権、新株予約権付社債などの株式グループの商品を追加しました。

（注）上記のほかに、投資口、協同組織金融機関の優先出資、特定目的会社の優先出資、協同組織金融機関の優先出資引受権、特定目的会社の新優先出資の引受権、特定目的会社の転換特定社債、特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債を追加しています。

（5）その他の法改正について

商法について、株券不発行制度の導入のほかに、①譲渡制限会社は株主からの請求がない限り株券を発行しなくてもよいこととする、②株主名簿の閉鎖期間制度を廃止して基準日制度に一本化する、③新株発行において新株引受人が株主となる日を払込期日の翌日から払込期日とする等の改正を行いました。

また、投信法、優先出資法、資産流動化法、保険業法及び旧資産流動化法について、商法改正に伴う所要の改正を行いました。

3. 今後の予定

株式の新しい振替システムは、今後、実務関係者を中心にシステム設計等について実務的な検討が行われた後、遅くとも5年後までには稼働することとなります。

金融庁では、株式等決済合理化法の関係省令の制定など、引き続き精力的に証券決済システム改革に取り組んでいきますが、今回、株式等が統一的な振替制度の対象に加わったことにより、法律レベルでは法制度の整備が完了したと考えています。

（文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である）

※ 改正法をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「国会提出法案」から「第159回国会における金融庁関連法案」に入り、[「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年3月5日提出、平成16年6月2日成立）](#)にアクセスしてください。



【ピックアップ：中小企業金融】

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定について

(第1回：「基本的な考え方」)

去る5月31日、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を策定・公表いたしました。

この監督指針の策定により、多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立を図っております。

そこで、アクセスFSAでは、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の内容についてより多くの方に知っていただくため、今号より4回にわたって詳細な解説を連載いたします。

第1回目は、監督指針の趣旨や基本的な考え方について解説します。

はじめに

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」は、昨年3月に公表したアクションプログラムに基づき、リレーションシップバンキングの機能強化に向けて、多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立を図ることを目的として策定されました。中小・地域金融機関に特化し、その業務の特性を踏まえた初の監督体系になります。

この監督指針は、従来の事務ガイドラインと同様、中小・地域金融機関の監督を担当する行政官の手引書という位置付けです。また、監督上の着眼点や事務処理上の留意点等、事務に必要な情報を極力集約したオールインワン型となっており、通称として「監督ハンドブック」と呼ぶこととしています。

従来の事務ガイドラインと比較すると、①経営管理、地域貢献等の新たな監督上の評価項目を追加したこと、②金融監督上の基本的考え方を明記し、監督体系を分かり易く整理したこと等が抜本的な変更点となっています。

監督ハンドブックの策定により、ガバナンスや地域貢献といった、中小・地域金融機関の健全性の向上にとって特に重要な観点重視した経営が行われるとともに、金融行政に関する透明性が高まり、金融機関、更には国民一般の理解が向上することを期待しています。

監督ハンドブック策定の趣旨・目的

監督ハンドブックの策定の趣旨については、金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月27日）において示されているとおり、以下のようによにまとめられます。

中小・地域金融機関は、①特定の地域や業種に密着した営業展開、②主要な融資対象は中小企業又は個人、といった業務の特性があり、我が国のリレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の主要な担い手となっていますが、地域の金融ニーズに一層適切に対応するとともに、持続可能性（サステナビリティ）を確保するためには、その機能強化を図る必要があります。

そのためには、中小・地域金融機関自らの取組みに加え、経営に対する外部からの規律付けを図る必要があります。情報開示等による規律付けとともに、当局による規律付けの必要性も大きいと考えられます。

具体的には、中小・地域金融機関の業務の特性等を踏まえ、従来の財務の健全性等の観点に加え、新たにコーポレートガバナンス、経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れ、多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立を図ることが適当と考えられます。

このような監督を実施することにより、金融機関による機能強化計画の実施や情報開示の充実ともあいまって、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化を図り、中小企業の再生と地域経済の活性化とともに、不良債権問題の解決を目指すこととしています。



監督ハンドブックの構成

監督指針の構成は、まず第Ⅰ章として、中小・地域金融機関に共通の監督に関する「基本的考え方」を示しています。次に、第Ⅱ章が「銀行監督上の評価項目」、第Ⅲ章が「銀行監督に係る事務処理上の留意点」となっています。第Ⅱ章が当局と銀行の関係を規定しているのに対し、第Ⅲ章は当局内部の事務処理について規定しています。さらに、第Ⅳ章において、協同組織金融機関に関し、所要の固有項目及び読み替え規定等を整理しています。

基本的考え方

従来の事務ガイドラインにおいては、基本的考え方は示されていませんでしたが、監督ハンドブックにおいては、公正かつ透明な金融行政を確保する観点から、監督指針全体を通じてベースとなっている考え方を示しました。

まず、我が国の金融監督システムが、オフサイト（監督）とオンサイト（検査）の双方のモニタリングから構成されており、両者の手法の適切な組み合わせが実効性の高い金融監督の実現に不可欠である中で、検査と検査のインターバル（地域銀行で平均2年7ヶ月）においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の経営に関する問題を早期に発見し、早め早めに改善を促していくというオフサイトモニタリングの役割の明確化を再確認しました。

次に、監督に当たっての基本的考え方として、①検査部局との適切な連携の確保、②金融機関との十分な意思疎通の確保、③金融機関の自主的な努力の尊重、④効率的・効果的な監督事務の確保を掲げています。この部分は、監督部局の職員が常に心がけるべき基本哲学であり、今後の監督行政に当たってのいわばドクトリンとして、我々が目指すべき理想的な監督行政のあり方を示しています。

さらに、中小・地域金融機関の業務の特性等を踏まえた多面的な評価による総合的な監督体系の確立を図る必要性について、金融審議会金融分科会第二部会報告（平成15年3月27日）等を踏まえ、監督指針策定の趣旨を示しています。

今回は、「監督上の評価項目」のうち、「経営管理」について解説します。

- ※ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」について、詳しくは金融庁ホームページの「報道資料など」から、[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針について」（平成16年5月31日）](#)にアクセスして下さい。
- ※ 金融審議会金融分科会第二部会報告（平成15年3月27日）については、金融庁ホームページの「審議会など」から「金融審議会」の「答申・報告書等」のうち、[「平成15年3月27日 「リレー ションシップバンキングの機能強化に向けて」（金融審議会金融分科会第二部会報告）」](#)（PDF）にアクセスして下さい。



【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、金融を巡る時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q： 主要行の16年3月期決算が発表になり、不良債権比率が5.2%と着実に減っていますが、不良債権比率半減目標の実現に向けての今後の取組を聞かせてください。また、不良債権処理と収益力向上に向けた銀行の取組に対する評価と期待を聞かせてください。

A： 不良債権比率を来年3月までに4%台にするという政策目標、この政策目標を掲げた時点では、大変困難である等々というように多くの御指摘を受けたのでありますけれども、この目標は、恐らく今のペースでいけば、半年前倒しで達成できるだろうというところに差しかかっておりますので、しっかりと政策目標の実現に向けて、一層の努力をしたいと思っております。

（中略）これは、やるべきことは「金融再生プログラム」にもう明確に示しておりますので、それをルールどおりにしっかりと実行に移していくと。その実行を、銀行業界、銀行の皆さん方へお願いしていくということ、これに尽きると思っております。何か新しい目先のことをやるということではなくて、「金融再生プログラム」に則って、しっかりと着実に実行していくということに尽きると思っております。

（中略）これは、それぞれ正に選択と集中、自分の得意分野をどのように見出すかということ、各社がしっかりと経営努力をしておられる。その中で、これは当然のことながら、ある程度時間はかかるわけですが、収益力の向上についても、努力を今していただいているというふうに思っています。

そもそも、業務純益そのものは、決して低くない水準にあるわけでありますから、まずはその不良債権の処理のコストを小さくするということが、トータルとしての収益力を高める極めて重要な第一歩になるわけです。今回の決算の1つの重要なポイントは、不良債権の処理コストが、トータルで見ても明らかにその業務純益の中に収まったということでありますから、この不良債権を処理していくということ自体が、収益力を高める非常に重要な第一歩になる。その上で、それぞれの銀行がそれぞれの競争力を生かして、選択と集中の中で更に努力していただこうということだと思っております。

（平成16年5月25日（火） 竹中大臣記者会見抜粋）

※ 主要行の平成16年3月期決算の概要については、アクセスFSA本号の「トピックス」から「[主要行の平成15年度決算について](#)」、更に金融庁ホームページの「報道発表など」から「[主要行の平成15年度決算について《速報ベース》](#)」（平成16年5月24日）にもアクセスしてください。

Q： 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」が6月14日に成立しました。この制度の活用は金融機関の経営者の判断によるわけですが、期待するところを聞かせてください。

A： ずっと私も申し上げていますが、日本の金融は危機ではないけれども健康体ではないと。そのグレーゾーンであるところにあるという状況が続いてきた、それが全体としては、かなり健康体に近づいてはいると思っております。



私はこういう機会に、経営者に大いに野心的になっていただきたいと思います。こういう枠組みをしっかりと活用して、一気にそのグレーゾーンから健全なところに飛び出すという、非常に大きなチャンスだと思います。それは経営体——銀行にとっても良いことだし、何よりも地域経済に資するし、そして日本経済に資する、そういう大きな視点から、この機会を大いに活用するという、そういう野心的な経営をしていただきたいと思っております。

(平成16年6月15日(火) 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 改正法をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「国会提出法案」から「第159回国会における金融庁関連法案」に入り、[金融機能の強化のための特別措置に関する法律\(平成16年2月6日提出、平成16年6月14日成立\)](#) にアクセスしてください。

Q： 先日閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」の中で、「金融重点強化プログラム」(仮称)の策定が盛り込まれましたが、こういった内容になりますか。

A： この点については、本当に幅広く是非議論をしていきたいと思っております。これまで我々が取り組んできている「金融再生プログラム」というのは、大変重要なプログラムだと思いますが、私がよく申し上げるところのリアクティブなものがやはり前面に出るわけですね、不良債権の処理であります。

しかし、不良債権を処理して全て問題が片づくわけでは、これはないわけです。収益力を高めて、最高の金融サービスが提供できるような状況になっていかなければいけない。その中身については、私はぜひ幅広く議論をしたいと思っております。まず、庁内で幅広く議論をしたいと思っておりますし、金融庁の若い職員の皆さんにもこの議論にぜひ参加していただきたいと思っておりますし、また幅広く社会全体で御議論をいただくべき問題だと思います。

前回の「金融再生プログラム」の時は、本当に時間的な制約の中で、私が就任してから約1カ月程度でその基本的な方策を取りまとめるという総理からの御指示をいただいていた。そういう中の状況と、やはり今は違っていると思っております。「金融再生プログラム」をまず終結させると言いますか、その目標を達成すること、これはまだ、あと1年近くあります。その間に、しっかりと幅広く議論していきたいと思っております。

(平成16年6月4日(金) 竹中大臣記者会見抜粋)

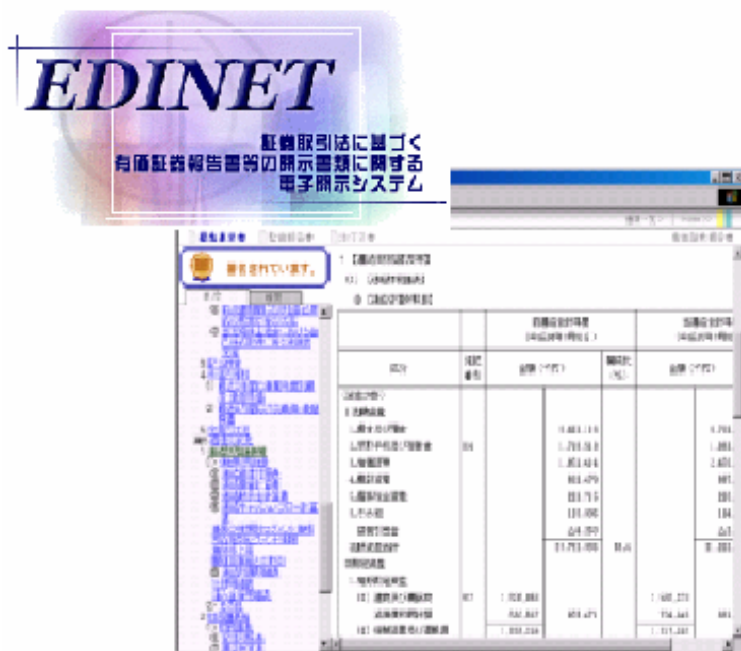
※ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」について、詳しくは経済財政諮問会議のホームページから「会議情報」の「閣議決定」のうち、[「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」](#) にアクセスしてください。



【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「EDINET（開示用電子情報処理組織）」です。



➤ EDINETとは・・・

EDINET（エディネット）とは、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（証券取引法第27条の30の2に規定する「開示用電子情報処理組織）」のことであり、その愛称は「Electronic Disclosure for Investors’ NET-work」の頭文字から成り立っています。

これは、証券取引法に基づくディスクロージャー制度を電子化しようとするものであり、これまで紙媒体で提出されていた証券取引法の規定に基づく有価証券報告書、有価証券届出書、公開買付届出書等の開示書類等について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続を電子化することにより、提出者の事務負担の軽減、投資家等による企業情報等へのアクセスの公平・迅速化を図り、もって証券市場の効率性を高めることを目的として、開発されたものです。

具体的には、有価証券報告書等の開示書類に記載すべき情報をインターネットを利用したオンラインで財務（支）局へ提出することで、これらの開示情報を財務（支）局の閲覧室や証券取引所等に設置するパソコンのモニター画面によって公衆の縦覧に供するとともに、行政サービスの一環として、これらの開示情報を金融庁や財務（支）局のホームページで公開するなど、インターネットを利用して広く一般に提供することを可能にしたシステムです。

※ EDINETで提出された有価証券報告書等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「EDINET（電子開示）」（<http://info.edinet.go.jp>）にアクセスしてください。

➤ 導入の経緯

平成9年6月13日付の証券取引審議会の報告において、「ディスクロージャー情報は、何よりも投資家に利用され、理解されなければ、適切な投資判断には貢献しない。ディスクロージャー情報への



アクセスを容易にし、市場に関連する各種の情報産業・情報サービスを育成するとの観点からは、ディスクロージャーの電子化、インターネットによる情報の提供などを実施するべきである。これについては、システム設計のための準備が進められており、今後とも、早期実現に向けて対応を進めるべきである。」として、ディスクロージャー情報へのアクセスの改善が言及されました。

さらに、平成 11 年 3 月閣議決定の「規制緩和推進 3 か年計画（改定）」や平成 11 年 12 月の金融審議会第一部会報告等において早期実現が求められたほか、平成 11 年 12 月内閣総理大臣決定のミレニアム・プロジェクトにおける「電子政府の実現」プロジェクトとして取り上げられました。これらを背景に、平成 12 年 5 月に「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」が成立し、21 世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、企業内容等の開示制度の電子化について所要の措置が講じられました。

ディスクロージャー制度の電子化は、開示書類の種類毎に順次実施してきており、平成 13 年 6 月に有価証券報告書、半期報告書等について、平成 14 年 6 月に有価証券届出書、発行登録書等について、平成 15 年 6 月には大量保有報告書等について、それぞれ電子化が可能となるよう、関係法令等の整備及びシステム構築に取り組んでまいりました。

また、本年 6 月 1 日から有価証券報告書や有価証券届出書等の電子開示手続の提出・縦覧手続について EDINET の使用が義務化されており、これに対応するため、平成 16 年 5 月に証券取引法施行令や内閣府令等の改正を行ったところであります。

※ 別添の「[電子開示手続等に係る EDINET 適用時期](#)」をご参照ください。

➤ 今後の展望

EDINET による開示書類の提出会社数（国内会社）は、運用開始当初（平成 13 年 6 月末）の約 500 社から平成 16 年 3 月末時点では約 3,900 社へと増加しており、また、インターネットを通じた情報公開サイトへのアクセス件数も平成 15 年度（平成 15 年 4 月～平成 16 年 3 月）では約 83,600 件（月平均）を記録しております。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）」における金融庁のモデル事業として EDINET が採択されたことを踏まえ、より多くの方が快適にご利用いただけるよう、利用者の意見を勘案しながら、利便性や効率性の更なる向上を目指し、更なる基盤整備や印刷機能や検索機能の拡張等を図ることとしております。また、本年 6 月 23 日の金融審議会第一部会報告において、「英文開示に関する対応として、XBRL 形式（コンピュータ言語の一つ）でのシステム化に取り組み、EDINET のより一層の活用を図る」として言及されるなど、今後、将来の証券取引法の開示制度の整備に関しても、適時・適切に対応するためのシステムの開発・整備に取り組む所存であります。

企業内容等の開示書類の電子化という証券市場のインフラ整備を行い、企業情報の迅速かつ簡易で安全な提供を行うことにより、企業情報へのアクセスの増加・投資機会の飛躍的向上、投資拡大による発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれ、ひいては日本経済の活性化にも繋がるものと期待されますので、今後も企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進していく必要があると考えております。



電子開示手続等に係るEDINET適用時期

開示書類等		適用時期							
		H13/6	H14/6	H15/6	H16/6	H17/6	H18/6	H19/6	
電子開示手続	[流通開示手続] ○有価証券報告書 ○半期報告書 ○臨時報告書 ○秘密事項の非縦覧申請 (上記書類に係るもの)	書面による提出	任意			原則適用			
	[上記以外の電子開示手続] ○有価証券届出書 ○発行登録書 ○発行登録追補書類 ○秘密事項の非縦覧申請 (上記書類に係るもの) ○発行登録取下届出書 ○自己株券買付状況報告書 ○公開買付届出書 ○意見表明報告書 ○公開買付報告書 ○公開買付撤回届出書	書面による提出	任意			原則適用			
任意電子開示手続	○有価証券通知書 ○発行登録通知書 ○別途買付禁止の特例を受けるための申出書	書面による提出	任意						
	○大量保有報告書 ○変更報告書 ○基準日の届出書	書面による提出		任意					

(注)「電子開示手続」は原則適用(平成16年5月31日までは任意適用)、「任意電子開示手続」は任意適用である。



【お知らせ】

○ 金融庁「子ども見学デー」への参加者の募集について

子どもたちに対し業務説明や職場見学などを行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会として、中央省庁等が業務説明や職場見学などを行う「[子ども見学デー](#)」(文部科学省主催)については、本年も各省庁等が連携して、8月25日(水)～26日(木)に実施されます。

金融庁としても、この機会にあわせて暮らしの中の金融の働きや金融庁の仕事についての理解を深めてもらうことを目的として、以下のプログラム(事前予約制)等により実施を予定しています。

プログラムの詳細や応募方法等について、詳しくは金融庁ホームページの「お知らせ」のコーナーから「[金融庁の『子ども見学デー』](#)」にアクセスしてください。

皆様のご応募をお待ちしております。

開催日時 平成16年8月25日(水)及び26日(木) 10:30～12:00

開催場所 金融庁(東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館)

対象 小・中学生(保護者同伴可)

開催内容 ★金融や金融庁の仕事についての説明 ★庁内見学 ★大臣または副大臣との懇談

募集人員 40人程度(各日20人程度(保護者を除く))

問合せ先 金融庁総務企画局政策課広報室 電話 03-3506-6000(内線3125)

※ 事前に応募のない方の当日参加は受け付けておりませんので、ご注意ください。

※ 応募者が多数の場合には、抽選とさせていただきます。

※ 抽選の結果は、返信用ハガキにて後日ご連絡いたします。

※ プログラムについては、やむをえない事情により内容が変更される場合もありますので、予めご了承ください。

○ 大臣・副大臣への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えする【[竹中大臣に質問!](#)】、【[伊藤副大臣に質問!](#)】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「**大臣に質問**」あるいは「**副大臣に質問**」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが**100字以内**に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣又は副大臣の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣へのご質問がございました方は、[「ご意見箱」](#)へどうぞ。また、[「大臣・副大臣への質問募集中」](#)にもアクセスしてみてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。



【5月の主な報道発表等】

- 10日(月) ・ 第4回企業会計審議会第二部会開催
- 14日(金) [アクセス](#) ・ 日本証券代行株式会社に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」の改正
[アクセス](#) ・ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案等の公表 (パブリック・コメント)
- 19日(水) [アクセス](#) ・ 登録貸金業者情報検索サービスの機能拡充について
[アクセス](#) ・ 第9回金融審議会金融分科会特別部会開催
- 20日(木) [アクセス](#) ・ ドイチェ信託銀行株式会社に対する行政処分
[アクセス](#) ・ ドイツ銀行東京支店に対する行政処分
- 24日(月) [アクセス](#) ・ 東京証券取引所に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 主要行の平成15年度決算について (速報ベース)
- 26日(水) [アクセス](#) ・ 第17回金融審議会金融分科会第一部会開催
- 27日(木) [アクセス](#) ・ 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」、「保険業法施行規則第六十八条等の規定に基づき、保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の子測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件を改正する告示案」及び「保険業法施行規則第七十条第二項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額に用いる金額等を定める件を改正する告示案」の公表 (パブリック・コメント)
- 28日(金) [アクセス](#) ・ UBS証券会社東京支店に対する行政処分
・ 金融トラブル連絡調整協議会開催
- 31日(月) [アクセス](#) ・ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案等に対するパブリック・コメント結果
[アクセス](#) ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の発出
[アクセス](#) ・ 事務ガイドライン (第一分冊：預金取扱い等金融機関関係) の一部改正
[アクセス](#) ・ 事務ガイドライン (「金融監督にあたっての留意事項について (第二分冊：保険会社関係)」、「金融監督にあたっての留意事項について (第三分冊：金融会社関係)」及び「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」) の一部改正

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

